

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	3-3
許認可等の種類	大麻取扱者免許証の再交付			
根拠法令条例等・条項	大麻取締法第10条第6項			
許認可等の概要	大麻取扱者免許証の再交付			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】大麻取締法第10条第6項 大麻取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、15日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	-			